

# 石川県公報

平成29年4月14日  
第12994号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
○輪島市の区域内に新たに生じた土地の確認の届出 (市町支援課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護支援事業所の再開の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業者の所在地の変更の届出 (厚生政策課)	1	○特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業者の所在地の変更の届出 (同)	1	○歳入の徴収事務の委託 (公園緑地課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護支援事業所の再開の届出 (同)	2	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	3

## 告 示

### 石川県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、輪島市長から同市の区域内に次のとおり新たに土地が生じたことを確認した旨の届出があった。

平成29年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

位 置	面 積
輪島崎町1部11番1の地先公有水面埋立地	130.43m <sup>2</sup>

### 石川県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
能美市	新 能美市来丸町1110番地	能美市介護老人保健施設はまなすの丘	能美市大浜町△52番地18	平成24年 5月1日
	旧 能美市寺井町た35番地			

### 石川県告示第210号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
能美市	新 能美市来丸町1110番地	能美市介護老人保健施設はまなすの丘	能美市大浜町ム52番地18	平成24年 5月1日
	旧 能美市寺井町た35番地			

**石川県告示第211号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護支援事業を再開した旨の届出があった。

平成29年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		再 開 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 ホームナースセンター	小松市八幡辛60番地	ホームナースセンター 居宅介護支援事業所	小松市八幡辛353番地	平成29年 4月1日

**石川県告示第212号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護支援事業所を再開した旨の届出があった。

平成29年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		再 開 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 ホームナースセンター	小松市八幡辛60番地	ホームナースセンター 居宅介護支援事業所	小松市八幡辛353番地	平成29年 4月1日

**石川県告示第213号**

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
珠洲市のうち直地区、正院地区、蛸島地区、折戸地区、東山中地区、唐笠地区、三崎地区、狼煙地区及び川浦地区	平成29年5月23日(火) (午後0時30分から午後3時まで)	正院公民館
珠洲市のうち飯田地区、上戸地区、若山地区、宝立地区、大谷地区及び高屋地区	平成29年5月24日(水)及び同月25日(木) (午後0時30分から午後3時まで)	珠洲商工会議所
津幡町全域	平成29年5月30日(火) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	井上コミュニティプラザ

内灘町全域	平成29年6月6日(火) (午後1時から午後3時まで)	内灘町役場町民ホール
かほく市のうち高松地区	平成29年6月7日(水) (午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	高松産業文化センター
かほく市のうち宇ノ気地区及び七塚地区	平成29年6月8日(木) (午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	石川かほく農業協同組合 宇ノ気米倉庫

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

区 域	日 時	場 所
七尾市、珠洲市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町、志賀町及び宝達志水町	平成29年5月23日(火)から同年12月28日(木)まで (午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)	特定計量器の所在する場所

#### 石川県告示第214号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成29年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園の入園料の徴収事務	金沢市松島1丁目41番地	北陸総合警備保障株式会社	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
菱櫓等の入館料及び物品販売代金の徴収事務	金沢市寺地1丁目33番19号	株式会社アドバンス社	〃

## 公 告

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
白山都市計画地区計画 (白山市相木二丁目の全部並びに中町、西新町、八日市町、殿町、古城町、東新町、旭町、相木町、相木一丁目、相木三丁目及び鶴来大国町西の各一部)	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

